

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び過疎地域の持続的発展の発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十三号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

第一条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二條 (事業税及び不動産取得税の課税免除)</p> <p>第一條 (略)</p> <p>一 事業税 省令第一条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課す</p>	<p>第二條 (事業税及び不動産取得税の課税免除)</p> <p>第一條 (略)</p> <p>一 事業税 省令第一条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の第二項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち省令第三条の規定により当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課す</p>

<p>べき事業税の額</p> <p>二 不動産取得税 公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第四条 公示日から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者（法第十七条の二第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>べき事業税の額</p> <p>二 不動産取得税 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第四条 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者（法第十七条の二第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第二条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第三条 公示日から令和九年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以後三か年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によつて市町が当該特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後三か年度のものに限る。

一―三 (略)

2 公示日から令和九年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計(以下「自家労力による稼働日数」という。)がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以後五か年度のものに限る。

3・4 (略)

(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第三条 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以後三か年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によつて市町が当該特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後三か年度のものに限る。

一―三 (略)

2 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計(以下「自家労力による稼働日数」という。)がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以後五か年度のものに限る。

3・4 (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。